

平成21年度の介護保険料(65歳以上の方)についてお知らせします!!

●● 重要なお知らせ ●●

・ 保険料段階全体の調整

平成18年度から講じられてきた激変緩和措置が平成20年度をもって終了することに伴い、平成20年度までの6段階制から平成21年度は9段階制とし、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数に設定しました。(新設の段階については下記の所得段階別対象者表の 部分を参照してください。)

●● 保険料について ●●

～どうやって決まるの?～ 市に必要な介護サービスをまかなうために算出された基準額をもとに決まります。

基準額 68,160円(年額)	=	市に必要な介護サービス費用のうち65歳以上の方の負担分(20%)	÷	市に住む65歳以上の方的人数
--------------------	---	----------------------------------	---	----------------

こうして決められた基準額にそれぞれの方の所得や世帯状況などに応じて決められた調整率をかけて保険料が決まります。

なお、介護報酬改定に伴う保険料上昇分の軽減として、平成21年度から平成23年度の介護保険料の上昇分のうち、介護報酬改定(プラス3%)に伴う増加分は、国費により軽減されています。

平成21年度の保険料(年額)の詳細は次の所得段階別対象者表のとおりです。

○ 所得段階別対象者表

所得段階	対象となる方	保険料額(年額)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯	34,080円 (基準額×0.50)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入が80万円以下の方	42,600円 (基準額×0.625)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方	51,120円 (基準額×0.75)
第4段階	世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得と課税年金収入が80万円以下の方	64,680円 (基準額×0.95)
第5段階	世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で第4段階に該当しない方	68,160円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	81,720円 (基準額×1.20)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	85,200円 (基準額×1.25)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	102,240円 (基準額×1.50)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	115,800円 (基準額×1.70)

●● 保険料の納め方 ●●

保険料は、「特別徴収(年金天引き)」と「普通徴収(納付通知書での納付)」の2種類の納め方があります。

◎ 保険料の納付通知書、保険料額決定通知書等の送付時期

- ・ 普通徴収については毎年7月10日すぎに保険料額決定通知書、納付通知書を送付します。
- ・ 特別徴収については毎年8月20日すぎに保険料額決定通知書、特別徴収通知書を送付します。

◎ 災害など特別な事情で、一時的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに市介護福祉課介護保険係(☎32・3507)までご相談ください。

詳しいお問い合わせは、市税務課諸税係(市役所1階 ☎32・3845)まで。